

# 安全で美味しい島根の県産品認証制度危機管理行動規程

## 第1 目的

認証制度や認証製品の信頼が脅かされる事態が発生した場合には、関係機関が連携を図りながら、迅速かつ的確に事態の掌握と問題の解決に取り組むことが重要であるため、その行動規程を定める。

## 第2 対象とする事態

### 1 検査に基づく事態

#### (1) 農薬等が食品衛生法の基準値を超過して検出

国、県又は市町村が行った検査において、農薬、動物用医薬品、水産用医薬品、食中毒起因病原微生物及び中毒性物質（以下「農薬等」という。）が食品衛生法の基準値を超過して認証産品から検出された場合

#### (2) 農薬等が食品衛生法の基準値超過の疑義

流通、小売業者等が行った検査において、農薬等が食品衛生法の基準値を超過して認証産品から検出されたとの情報を得た場合

#### (3) 適用外農薬等が食品衛生法の基準値未満で検出

適用外あるいは無登録の農薬や動物用医薬品、水産用医薬品（以下「適用外農薬等」という。）が食品衛生法の基準値未満で認証産品から検出された場合

### 2 検査に基づかない事態

#### (1) 法令の遵守義務違反の疑義

法令に抵触する行為により、認証制度の信頼を損ねる恐れのある場合

#### (2) 認証制度の不適正運用の疑義

生産工程管理基準等の不履行や認証マーク使用規程の遵守違反（認証産品使用加工品の不当表示含む。）などにより、認証制度の信頼を損ねる恐れのある場合

#### (3) 農薬等が食品衛生法の基準値を超過する懸念がある場合

家畜用飼料、草地等の汚染又は圃場の土壌、水源の汚染が検査により判明した場合など、認証産品の農薬等の汚染の蓋然性が高いと認められる場合

## 第3 事態への対処方針

### 1 緊急対応班の設置

(1) 第2の事態が発生した場合に、県は事態の状況把握や改善対策を迅速かつ的確に講じるため緊急対応班を設置し、併せて緊急連絡体制を整える。また、県は必要に応じて随時監査を実施する。

(2) 緊急対応班は、当該生産者または生産組織代表者（以下「生産者」という。）、JA・JF等関係団体、市町村、県（関係機関）で事態に応じて構成する。

(3) 緊急対応班の事務局は、農産物の場合は産地支援課、畜産物の場合は畜産課、林産物の場合は林業課、水産物の場合は沿岸漁業振興課とする。

(4) 緊急対応班は、流通ルートや出荷量の把握に努めるとともに、生産工程管理記録や聞き取り調査から実態を把握し、第2の事態が発生した原因の究明と再発防止対策を検討し実施する。

### 2 対応措置

(1) 第2の1の(1)の場合、生産者は、当該産品の自主回収を含めた流通、出荷への対応について保健所に相談し、指導に基づき対処する。県は認証を一時停止する。認証停止期間中、生産者は産品を認証産品として出荷してはならない。

(2) 第2の1の(2)の場合、県は生産者に対し認証産品としての出荷自粛を要請する。ただし、生産者が確認のための検査（以下、「確認検査」という。）を実施し、その結果が食品衛生法の基準値を超過していることが確認された場合及

び生産者が確認検査を行わない場合は、(1)と同様の措置をとる。

なお、確認検査の結果、適用外農薬等が食品衛生法の基準値未満で検出された場合は第2の1の(3)の事態とする。

(3) 第2の1の(3)の場合において、その発生原因が生産者の故意又は過失によるものと確認されたときは、県は認証を一時停止する。認証停止期間中、生産者は産品を認証産品として出荷してはならない。

(4) 第2の2の場合、県は生産者に対し、要請の原因を明示したうえで認証産品としての出荷自粛を要請する。なお、その発生原因が生産者の故意又は過失によるものと確認された場合は、県は認証を一時停止する。認証停止期間中、生産者は産品を認証産品として出荷してはならない。

### 3 自主回収及び出荷自粛要請の終了

第2の事態の改善がなされ、農薬等が食品衛生法の基準値を超過する懸念がなく、かつ、第2の事態の発生原因が、生産者の故意又は過失によるものでないことが確認された場合に、県は出荷自粛の要請を終了する。

### 4 認証の一時停止の解除

第2の事態の改善がなされ、かつ、再発防止策等の内容が十分であると認められた場合は、県は認証の一時停止を解除する。ただし、農薬等が食品衛生法の基準値を超過したことによって認証を一時停止した場合の解除は、検査を実施し、食品衛生法の基準を満たしていることの確認を必要とする。

### 5 認証の取り消し

生産者が事態の原因究明や再発防止策を講じないなど、改善の見込みがないと判断される場合は、県は認証の取り消しを、安全で美味しい島根の県産品認証審査委員会に諮るものとする。

## 第4 情報開示

1 県は、第2の事態が発生した場合は、基本的に情報を開示する。ただし、情報開示に当たっては、次によるものとする。

(1) 生産者が認証産品の回収する場合において、生産者の同意が得られたときは当該産品を回収していることを速やかにプレスリリースするとともに県ホームページで情報開示する。

(2) 生産者の故意又は過失によるものであって、事態の内容が常習的であるなど悪質と判断した場合、県ホームページで情報を開示する。

(3) 認証審査委員会の審議で、認証取り消しとなった場合、県ホームページで情報を開示する。

(4) 認証の一時停止が解除された場合、その事態の状況、原因および実施した対策等について県ホームページで情報を開示する。

2 生産者は、自らのホームページ等可能な方法で、事態の状況や対応内容等について、積極的に情報を開示するよう努める。

附則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。